

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月22日
【会社名】	サトーホールディングス株式会社
【英訳名】	SATO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 松山 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-5745-3400 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 阿部 陽一
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
【電話番号】	03-5745-3400 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 阿部 陽一
【縦覧に供する場所】	サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ (埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月20日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株当たり金30円

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金の額 7,927,279,518円のうち7,927,279,518円(全額)
増加する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 7,927,279,518円
- (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
2017年6月30日

第3号議案 定款一部変更の件

当社グループは「2017年-2021年度新中期経営計画」において「インライン・デジタル・プリンティング事業への注力」、「RFIDソリューションビジネスの強化」、「エコナノ®事業の拡大」等を主要施策に掲げております。こうした当事業の変革に柔軟かつ機動的に対応できるよう、現行定款における事業目的を追加するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものです。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、松山一雄、小瀧龍太郎、西田浩一、土橋郁夫、鳴海達夫、鈴木賢、田中優子、伊藤良二、嶋口充輝、山田秀雄及び松田千恵子の11名を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山口隆央を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、尹志煌(新任)を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	223,451	53	14	(注)1	可決(99.21%)
第2号議案	223,337	167	14	(注)1	可決(99.16%)
第3号議案	223,206	298	14	(注)2	可決(99.10%)
第4号議案				(注)3	
松山 一雄	223,296	208	14		可決(99.14%)
小瀧 龍太郎	223,289	215	14		可決(99.14%)
西田 浩一	223,277	227	14		可決(99.13%)
土橋 郁夫	223,285	219	14		可決(99.14%)
鳴海 達夫	223,155	349	14		可決(99.08%)
鈴木 賢	205,508	17,994	14		可決(91.24%)
田中 優子	211,059	12,445	14		可決(93.71%)
伊藤 良二	223,330	174	14		可決(99.16%)
嶋口 充輝	223,315	189	14		可決(99.15%)
山田 秀雄	219,347	4,157	14		可決(97.39%)
松田 千恵子	221,718	1,786	14		可決(98.44%)
第5号議案					
山口 隆央	223,393	105	20	(注)3	可決(99.18%)
第6号議案					
尹 志煌	211,857	11,647	14	(注)3	可決(94.06%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上